自立支援医療費（精神通院医療）受給者証に関するお知らせ

自己負担上限額が 20,000 円のみなさまへ

自己負担上限額が 20,000 円の方で「重度かつ継続」に該当する方については、自立支援医療費（精神通院医療）制度の適用が、令和３年３月 31 日で終了することとなっています。今後、適用が延長となるか否かについては、厚生労働省から令和２年度末までに方針が示される予定です。

つきましては、当面の間、令和２年２月１日以降の交付分の受給者証には、備考欄に「ただし、経過的特例措置が延長されない場合には、有効期間は令和３年３月３１日までとなります。」と記載されますので、御注意ください。

自立支援医療受給者証
（精神通院）
千葉県知事
見本
令和 2年○月○日認定

公費負担者番号		2 1 1 2 6 0 1 6
受給者番号		
受診者	氏名	
	生年月日	
	住所	
	被保険者番号	
	保険者名	
保護者	氏名	
	住所	
指定医療機関		
自己負担上限額		20,000円　重度かつ継続　該当
有効期間		令和 2年 5月 1日～令和 3年 4月30日
支給要件の確認方法		医療用（1年目）
備考		ただし、経過的特例措置が延長されない場合には、有効期間は令和3年3月31日までとなります。

今後については、厚生労働省の方針が決定し次第、当センターのホームページ等でお知らせする予定です。

備考欄
経過的特例措置が延長とならない場合には、令和3年4月1日以降、受給者証は利用できませんので、御注意ください。

ご不明な点等ございましたら、お住いの市町村へお問い合わせください。
なお、千葉市在住の方はお取扱いが異なりますので、各区保健福祉センターへお問い合わせください。

令和２年１月　千葉県精神保健福祉センター